

## 平成 25 年度

### 『人が集う地域づくりプロジェクト』事業業務委託仕様書

1 事業名 『人が集う地域づくりプロジェクト（PR関連）』事業

#### 2 事業の趣旨

平成26年度末の新幹線長野以北延伸及び平成27年春に開催される善光寺御開帳に焦点を合わせ、首都圏・北陸圏等に向けて長野地域のプロモーションを実施するとともに長野地域を訪れる観光客に対するサービスの向上や周遊促進を図ることにより、イメージアップとリピーターの増加につなげて、更なる地域の活性化を図るもの。

3 実施主体 長野広域連合

#### 4 長野地域関係市町村

長野地域の下記9市町村

長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町

#### 5 契約期間

契約日から平成26年3月31日まで

#### 6 委託業務内容

※業務内容は下記（1）～（4）であるが、総合的な波及効果を得るために、業務ごとの連携・連動性が高まるよう工夫するとともに、年間通じて実施できるよう努めること。

※長野広域連合が別途実施する観光動態調査（行動実態）及び意向調査（ニーズ把握）の結果を本業務に反映すること。（平成25年10月ごろ公表予定）

##### （1）長野地域の「交流」のガイドブックの作成等

###### ア 作成の目的

長野地域にある多くの「交流」素材を中心に、関係市町村の田舎らしさや観光関連情報などを掲載した冊子を作成し、ホテル・旅館、道の駅や県外の観光情報センターなどへ配布することにより、本地域への来訪意欲をかき立て、更なる「交流」促進を図る。

###### イ 作成業務及び基本方針

###### ①ガイドブックの編集等

・長野駅など各市町村の拠点等からの散策ルートマップや2次交通の紹介

(例) 駅からの「まちあるきマップ」、観光拠点間の2次交通の紹介、

観光拠点等の周遊コースの紹介など

・長野地域の食、体験、農業等の多くの魅力を紹介

(例) 地域が産み出した独自性のある「食」、その地域でしかできない「体験」、

その季節ならではの「農業」など

- ・田舎暮らし情報、Iターン情報等の紹介

(例)長野地域での田舎暮らしの魅力や地域づくりに関する情報、田舎ならではの魅力ある情報を紹介

- ・ガイドブックの表紙は、平成22・23・24年度作成の「もっと味せます！長野」公式ガイドブックとイメージの共有が図られるような工夫をすること。
- ・ガイドブックの裏表紙に「長野県 地域発 元気づくり支援金を活用して発行」した旨の標記すること。
- ・年間通じた内容を掲載すること。
- ・個店名を記載する場合は、公共団体として支障のない程度とすること。
- ・見やすく、楽しめるように写真やイラストレーションなどを使用すること。ただし、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ・総花的にならないように紙面構成に工夫をすること。

#### ②多言語対応型ガイドマップの編集

- ・原則として「英語」「中国語（繁体字・簡体字）」「韓国語」を採用し、マップ形式とすること。
- ・裏面には、ガイドブックからの抜粋した観光情報を掲載すること。

#### ③ガイドブックの印刷

- ・製本は、A4判冊子タイプで20ページ程度とする。
- ・刷色は、フルカラー刷りとする。
- ・ガイドブック印刷部数は、90,000部以上とする。

#### ④ガイドマップの印刷

- ・マップサイズは、A2判程度とし、フルカラー刷りとする。
- ・印刷部数は、「英語」2万部程度、「中国語（繁体字・簡体字）」「韓国語」は、それぞれ1万部程度とする。

#### ③ポスターの編集及び作成

- ・事業の趣旨及びガイドブックと連動した図案とする。
- ・規格は、B1判を原則とする。
- ・刷色は、フルカラー刷りとする。
- ・印刷枚数は、500枚程度とし、ガイドブックと合わせてより効果的に配布できる枚数とする。

#### ④ガイドブック（ガイドマップ）及びポスターの配布（送料、設置依頼含む）

- ・県内、首都圏、北陸圏のホテル・旅館、旅館組合、道の駅、観光情報センター、観光地の店舗、旅行代理店・旅行者や県内地方事務所などへの配布のほかにPR効果の高い配布方法について別途協議すること。  
(特にJRなどの鉄道、高速道路等にも掲示・配置できるよう調整すること)
- ・ガイドブック（ガイドマップ）の設置、ポスターの掲示が有料の場合は、その分を事業費に含めること。
- ・各設置場所へは、平成26年2月上旬から配布すること。

#### ウ 成果品の納入期限及び提出物

- ・ガイドブック（ガイドマップ）及びポスターの納入期限は平成26年1月31日までとする。

- ・ガイドブック（ガイドマップ）、ポスターの成果物及び電子データ（PDF ファイル形式）を CD-R に書き込み提出すること。

## （２）各種媒体を活用したPR

長野地域の魅力を全国に広く発信するため、旅番組を制作して全国放送（BS 放送を含む）を行うとともに、旅行雑誌等へPR 広告を掲載する。

## （３）PR イベント

### ア PR イベント実施の目的

首都圏など集客力の高いイベントやスペースにおいて、関係市町村の地域産品の出展やパンフレットの配布等、長野地域の魅力を県内外へ広く情報発信し、さらなる誘客促進を図るもの。

### イ 業務内容

#### ①PR イベントの実施

- ・地域づくり団体や宿泊関係者の参加などによりイベントを盛り上げ、集客が図られるよう工夫すること。
- ・計2回以上の実施とし、原則として9月上旬～11月下旬に首都圏又は北陸圏で関係市町村の地域産品の出展等すること。
- ・長野地域の地域産品の出展やパンフレットの配布による情報発信のほか、効果的に集客するための仕掛け等について提案すること。
- ・ブース出展、出展品の手配、運搬費、装飾等PR イベントの運営一式に関する費用も含めること。

## （４）ウェブサイトの制作と運用管理等

### ア 制作の目的

現在運用中の「もっと味せます！長野」(<http://www.motto-nagano.net/>) ウェブサイト（以下「本ウェブサイト」という。）に「交流」に関する情報を追加し、今ある観光情報と新たな「交流」情報を互いに結び付けるなど、更に魅力的で充実したウェブサイトとし、長野地域への多様な観光客層の誘致を図り、もって地域の活性化を促進するもの。

### イ 制作業務等

#### ①各種コンテンツ

- ・現在運用中の本ウェブサイトのデザインを考慮したものとする。
- ・ガイドブックと連携、連動した「交流」をテーマとした特集ページを設けること。
- ・見やすく、楽しめるように写真やイラストレーションなどを使用すること。  
ただし、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ・コンテンツのテキスト（説明文）、写真、取材にかかる費用も委託料に含める。
- ・サイト全体がイメージできるような体系図を書面等により提出すること。

#### ②本ウェブサイトを知覚するための検索サイト等への広告の掲載

#### ③本ウェブサイトの運用管理

ウ 制作品の納入期限  
平成 26 年 1 月 31 日まで（※ウェブ上での公開も 1 月 31 日までを予定）

エ サイトの運用管理期間  
ウェブ上での公開日から平成 26 年 3 月 31 日まで  
運用管理期間におけるサポート体制、サポート内容について提出すること。

オ サイト構築における留意事項

- ①画面印刷について配慮すること。
- ②日本国内で通常利用されているブラウザで支障なく利用できること。
- ③画像形式は JPEG または GIF 形式とすること。
- ④制作後は、本広域連合職員等が CMS 等で項目追加等（画像含む）が容易に行うことができ、運用管理上、別途業者委託する必要が生じない作りによること。また、本広域連合職員等が行うメンテナンス作業等のマニュアルを作成すること。
- ⑤取り上げる観光資源等に地域的な偏りが無いこと。
- ⑥制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ⑦サーバーは（株）KDDI ウェブコミュニケーションズの CPI レンタルサーバーを利用しており、使用料は本広域連合が負担する。
- ⑧ドメインの変更は、原則行わないものとする。
- ⑨利用者がフォーム等により個人情報等を入力する場合は、SSL 暗号化を利用した通信が行われること。なお、SSL 使用にあたり費用が発生する場合は、その費用も見積もりに含めること（SSL ライセンス費用も含む）。

## （5）事業効果の把握

本事業の事業効果について把握するため随時、上記委託業務内容（1）～（4）について集計、分析、検証を行い、業務完了時に実績報告書を作成すること。

## 7 仕様書の適用

本仕様書に明記のない事項については、本広域連合と協議の上決定する。

## 8 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料については、関係市町村及び本広域連合が提供する。

## 9 個人情報の保護と機密の保持

受託者はこの契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

受託者は本事業遂行に伴い知り得た情報及び関係図書等について、本広域連合の許可なく第三者に漏らしたり、提供したりまた盗用してはならない。

## 10 疑義

本業務遂行に当り、本仕様書の事項に疑義が生じた場合には、本広域連合と協議の上、その意図を十分に把握した後、着手し速やかに処理すること。

## 11 事業内容の変更等

本広域連合は、必要と認めるとき、事業内容の一部を変更若しくは停止させることができる。仕様書の業務委託内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更の可能性がある。なお、この業務内容変更に伴う委託料及び契約期間の変更等については、別途協議の上決定するものとする。契約後の変更については、その都度協議する。

## 12 成果品

受託者は、業務終了後、ガイドブック（ガイドマップ）、ポスター、電子データ及びその他本事業に関し本広域連合が必要とする書類等を本広域連合事務局へ納品するものとする。

## 13 完了検査

受託者は業務の完了に際し、本広域連合による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務委託の完了とする。

## 14 その他

本業務により生じた知的財産権は、原則として本広域連合に帰属することとし、本広域連合は事前の連絡なく加工及び二次利用できること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、本広域連合は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できること。納入される成果物に第三者が権利を有する知的財産権等が含まれる場合は、受託者は当該既存知的財産権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続きを行うものとする。

(別紙)

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えい禁止)

第2 受託者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(再委任の禁止)

第3 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報の取り扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取り扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため委託者から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務または廃棄義務)

第7 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還または廃棄しなければならない。